

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容及び到達目標

- アー1) 学部教育では、令和4年度に向けた新カリキュラム改革の際に、4年間の看護師基礎教育で目指す看護師像と身に付ける能力(DP)を評価可能なレベルで明確にしたことを受け、今年度は教職員、学生等の学内での更なる周知を図り、令和4年度施行に向け準備を行う。
- アー2) 改訂したカリキュラムマップやカリキュラムツリーにおいても可視化し周知する。
- アー3) 地域包括ケアシステムの推進など社会の動向を踏まえて新たなカリキュラムの評価方法や効果的な教育方法について検討し、看護師基礎教育モデルの更なる充実を図る。
- アー4) 養護教諭養成課程部門において、現在リアルタイム配信で行っている採用試験対策講座を、オンデマンド形式に移行することが可能か、必要な経費を含めて検討する。
- アー5) 現在3年次後期に実施している養護実習I(1単位)を総括的な評価を踏まえ、実施時期、日数、実習校の選定を含めて検討する。
- アー6) 新型コロナ感染防止の対策を講じて、更なる円滑な授業運営を行う。
- アー7) 各段階の実習についてどういう病院で実習させるとよいか、また、実習病院に求める看護の機能などを整理する等、実践能力向上のための実習施設との連携と指導体制の見直し強化を行う。看護技術習得のため教育方法の検討を行い、財政状況を踏まえて施設・設備などの学習環境を整備する。
- アー8) 令和3年度卒業予定者に対し就職前の看護技術教育支援を行う。
- イー1) 広域看護学コースでは、修了生に対して、「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」に合わせた質問紙調査、在学生には「修了時到達度」調査を行い分析し、令和4年度新カリキュラムに対応できるよう現行の保健師教育カリキュラムの見直しを行う。
- イー2) 大学院助産学コースでは、令和4年度新カリキュラムの申請を行うが、新カリキュラム対応の国家試験に備えて、令和3年度入学生から教育内容を対応させる。段階的OSCE(客観的臨床能力試験)やシミュレーション教育は学生の意見を聞き、評価しながら柔軟な修正を行う。また、修了生の活動状況と在学中カリキュラムへの意見の集約は、引き続き行う。
- イー3) 大学院NPコースでは、特定行為を含むNP教育改善のため、大学院生、修了生、指導者の意見を収集し、NP教育カリキュラムの評価検討を行う。また令和3年度からNPコース地域枠特別選抜制度を開始し、本学学部生・卒業生の大学院への進学と県内就職を促進する。
- イー4) 大学院看護管理・リカレントコースでは、現役看護職の学び直しと研究力育成のために、大分県内の医療機関等への広報を行い、入学者を確保する。認定看護管理者の受験資格を得るための演習を強化し、大学院における看護管理者養成について教育モデルを構築する。
- イー5) オンラインを活用した双方向の遠隔講義の継続・拡大を推進する。
- ウ) 新型コロナウイルスの感染拡大予防も鑑み、大学院生の意見を取り入れながら、研究環境をハード面とソフト面から見直し、継続的に改善していく。

(2) 教育の実施体制

- アー1) 高大接続を推進するため、高校生・高校教諭等に対し、進学に関する情報提供・相談活動を行う。
- アー2) 優秀な学生を確保するための活動を行うとともに教育環境の整備を行うため、学生や教職員、外部からの視点も取り入れ、適宜改善を行う。卒業時のコンピテンシーや看護技術到達度を測るための評価基準の見直しや結果の検証などを継続実施し、教育効果の改善を図る。

り、教育機能を強化する。

アー 3) 本学入試の実績の分析と全国的動向に関する情報収集を行い、本学入試について必要な検討を進める。

アー 4) 入試にWeb出願方式を導入し円滑な運営に努める。

イー 1) 本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性をホームページ、大学パンフレット、さまざまなポスターやチラシなどで社会に周知する。またフォーラムや公開講座・研修会などの地域活動を学内外で広範囲に実施し、学部及び大学院における看護教育の意義と魅力を発信する。

イー 2) 7月にオープンキャンパスを新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて午前・午後の2回開催する。その後オンラインでもオープンキャンパスを公開する。企画は教職員と学生で協働する。また、県内の高校へ教員を派遣する出前講義で看護学の魅力を伝え進学につなげる。

イー 3) 一般県民、高校生などを対象とした公開講座を開催する。

ウー 1) 学部生に大学院で学ぶことの魅力を伝える機会を設ける。

ウー 2) 大学院NPコースにおいて履修環境向上のため、昼夜開講とオンラインでの講義を行う。

エ) 大学院の広域看護学コースの令和4年度に向けた定員の増加に伴い、地域枠の設定、教員の指導体制、院生の教育・研究環境等について検討する。

(3) 学生への支援

アー 1) 学修支援の機能を多面的に行うことができる教務システムを活用する。

アー 2) e-ラーニングの活用により看護の技術演習などの自己学習能力を高める。

イ) 年間模試計画の早期立案、実施、結果分析を行い、個別・少人数指導体制の整備、国試ガイダンスの充実、学習環境の工夫などにより、学習への動機づけを高める。

ウー 1) 学生に学習支援のための教務システムの活用を周知する。また、学生ポータルサイトに面談カードを掲載し、学習に関する相談・支援を行う（1年次生）。

ウー 2) 1年次生から3年次生までの担任を複数とし、学生の生活状況や学習意欲向上に向けてきめ細かい支援を行う。また、学生の健康問題に関しては、保健室看護師と学年担任、教務学生グループが連携して支援する。特にメンタルヘルスの問題をかかえる学生に対しては、カウンセラーと精神科医によるコンサルテーションを活用し、それぞれの事例に対応した支援体制を強化する。

ウー 3) 学生同士または学生と教員が交流できる環境づくりのために、新入生オリエンテーションを学内で実施する。また、教員及び1年次生から4年次生で構成するコンタクトグループの情報交換の場を適宜設ける。

ウー 4) 学生の経済的負担を軽減するため、授業料減免制度を周知するとともに、奨学金等、現行制度の情報を発信する。

エー 1) 2年次生、3年次生への看護職キャリアガイダンスを行い、県内に就職している卒業生と在学生の交流を通して、進路選択に向けた活動の動機づけをはかる。

エー 2) 卒業生、修了生と、本学のつながりを強化する場として、ホームカミングデイを活用する。

エー 3) 3年次生に進路面接、4年次生に就職や進学の実験面接等を行い、進路に合わせた支援を行う。進路状況を確認し、支援を要する学生に対し早めに相談等の対応を行う。在学学生や卒業生にも県内施設への就職情報を提供し、県内就職に繋げる。県内施設に勤務する卒業生のフォローアップを図る。

オ) 高等教育の就学支援制度及び支援制度の対象とならない学部生、大学院生に対しては従来

の制度を活用して修学支援を行う。

2 研究

(1) 研究の方向

- ア) 教員の資質向上と研究の質的向上、科研費採択率の向上等を目指し、FDを実施する。また、学内競争的研究費のプロジェクト研究、先端研究、奨励研究への申請を促進するとともに教員の研究意欲や研究能力の向上を図り、学会等での研究発表を促進するために研究支援旅費の助成を行う。
- イー1) 大分県に貢献する研究を学内で奨励する制度を検討する。
- イー2) 地域医療の向上に向けて大分県中小規模病院等看護管理者支援事業を国東地域とその他の地域で行い、研修も行う。本事業で得られた知見を活かし大学院の教育の充実を図る。

(2) 研究の実施体制

- アー1) 各教員の研究アイデアを実現するためにFD/SD委員会主催の審査会を開催し、学内競争的研究費や研究支援旅費の活用を推進する。アニュアルミーティングを開催することで研究活動を強化する。また、科研費不採択課題に対して申請を促し、ピアレビューを継続促進する。
- アー2) 本年度も引き続き公正推進協会のe-ラーニングプログラム教材APRINを導入し、新任教職員、新入学の大学院生の完全遂行を行う。
- イー1) 第23回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。
- イー2) 看護研究交流センターが発行するインターネットジャーナル「看護科学研究」が、優れた研究成果を発信する学術誌として更に認知され、社会的役割を果たせるよう広報するとともに、年3回の定期発行を目指し、査読時間の短縮など編集作業の効率化を図る。
大学HPの更新に合わせて、情報発信力の向上と読者の利便性を高めるため、独自のドメインを取得し新しく魅力あるHPを構築する。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

- アー1) 公開講座の他、大学の行事や事業をマスメディア、大学HP、Facebook等により発信する。同時に行政機関や看護協会などの関連団体にも周知の協力を呼びかける。TVやラジオなどマスメディアを活用して、積極的に活動を公開する。
- アー2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、自治体等と連携し、県民を対象とした健康・体力チェック、スポーツ救護ナースの養成・派遣、めじろん元気アップ体操の普及、介護・生活習慣病予防活動等に取り組む。
- アー3) I-2-(1)-イー2)と同じ(再掲)
地域医療の向上に向けて大分県中小規模病院等看護管理者支援事業を国東地域とその他の地域で行い、研修も行う。本事業で得られた知見を活かし大学院の教育の充実を図る。
- イー1) 看護研究交流センターにおいて、看護研究支援ガイドラインに基づき、講師の人選やペアリングを行い、各施設の支援モデルの到達目標の達成に向け支援を行う。
- イー2) 大分県及び大分県看護協会が実施している看護研究に関する研修会等について確認、調整し、県内看護職員の質向上の支援を行う。
- ウー1) 地域の看護職が求めている研修会の実施(主に看護協会実施)に際し、適切な講師の派遣や看護協会の事業に関する協力及び情報発信を行う。

- ウー 2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた新卒看護職に対する支援のため、県・大分県看護協会主催による「医療機関・看護師等養成所連絡会」に参加し、情報提供及び支援に向けて積極的に協力する。
- エー 1) 大分県及び県内市町村の保健医療福祉政策に係る諸活動に積極的に関わり、政策立案や推進等に貢献する。
- エー 2) 産業界・教育機関・自治体が地域連携するプラットフォームに参画し、新たな教育・研究・社会貢献の仕組みについて協働で検討を行う。
- エー 3) 新型コロナウイルスに関連する看護職派遣の応援要請に際し、在宅看護師（潜在看護師）への情報提供と再教育の実施に協力する。

(2) 国際交流の推進

- アー 1) 韓国の蔚山大学校医科大学看護課程との交流を深める。
- アー 2) 蔚山大学からの学生の受入体制等の充実を図るとともに、更なる相互交流の推進を目指す。
- イー 1) 第23回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。また、4年次最後の総合看護学実習は、県内約40施設以外に、学生の希望に応じて、海外施設にも門戸を広げるための課題について、看護学実習委員会と連携しながら整理する。
- イー 2) 諸外国からの研修生や留学生を受け入れる仕組みの構築に努める。

(3) 産学官連携の充実強化

- ア) 大分県内等の主催する産学官連携関連セミナーに積極的に参加し、企業・他大学の先進的な事例を学内にフィードバックする。
- イ) 知財管理の仕組みの見直しを行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- ア) 学長を兼ねる理事長が、法人運営及び教育研究の両面の責任者として強いリーダーシップを発揮し、中・長期的な観点から「2030年に向けた本学の課題と解決策」の検討を行うなかで今年度取り組むべき事項を意思決定し、効果的な運営体制の改革を進める。
- イ) 各種委員会等の活動の評価と更なる見直しを適切に実施する。
- ウ) 社会や他大学の動向を視野に入れ、事務処理の負担と効率、職員の能力や個性を考慮して、組織の統合や新設等の見直しを行う。

(2) 開かれた大学運営

- アー 1) 社会の動向を把握し、学外理事及び経営審議会委員や学外の識者の意見を大学運営に活用する。
- アー 2) 本学教員を県内の自治体の各種審議会や委員会、国や学協会の委員に積極的に派遣して連携を図り、また県内の他大学とも連携を進め、大学運営に活かす。
- イ) 学生や卒業生、看護・保健医療福祉関係者、地域住民等からの意見も反映させ、開かれた大学運営を図る。卒業生、修了生を対象としたホームカミングデイを活用し、卒業生等からの意見を聴取する。

2 人事・労務管理の適正化

(1) 人事・労務管理の適正化

- ア) エビデンスに基づいて、業務内容・人員配置を評価する。
- イー 1) 大学固有事務職員の人事評価を検討する。
- イー 2) 現行の教員評価の見直しや教員からの意見を求め必要に応じて改善する。
- ウ) 裁量労働制の評価・検証を進める。

(2) 人材の育成

- アー 1) 新任教職員を対象とした学内研修を実施する。また、新任教職員には、県内合同FD研修会参加の促進や個別に研究室ごとによる人材育成を行う。
- アー 2) 教職員には、自身の能力向上のために、オンラインも含めた学内外の研修の募集案内をメールで周知し、積極的な参加を促す。
- アー 3) 科研費の採択を向上させる目的で科研費の研修会を実施する。
- イ) 大学固有職員の専門性を高めるような人材育成を行う。

(3) 健康の保持増進

- アー 1) ウォーキングラリー等により、教職員の健康管理を推進する。
- アー 2) 学長や産業医などによる教職員への面談を希望に応じて随時行う。
- アー 3) 長時間労働による健康障害を防止するため、教職員の勤務時間の把握を継続する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入及び外部資金の獲得

(1) 自己収入の確保

- ア) 授業料の滞納を防止するために、必要に応じて学生や保護者との面談等を実施し、助言や指導を行う。
- イー 1) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、体育館やテニスコート等の大学資産（施設）を学外者に貸出すことで財産貸付料収入の確保を図る。
- イー 2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、体育館やテニスコート等大学資産の貸付について、申請方法等の詳細情報を大学HPで公開し、地域住民に貸し出すことにより有効活用を図る。

(2) 外部資金の獲得

- アー 1) 研究費等外部資金に関する情報収集・申請・受入等の研究支援体制を強化するとともに、メール配信や学内Webへの掲載により教員への情報提供を行う。
- アー 2) 科学研究費補助金の説明会や研修会を開催する、レビュアー制度により助成申請の個別支援の強化を図る等、原則、全教員が申請することを念頭に、採択率向上のためのスキルアップ支援を行う。

2 経費の効率化

(1) 経費の効率化

- アー 1) 教職員に対する光熱水費節減の呼びかけや資源の有効活用のため、両面コピー、ミスコピー用紙の再利用を徹底する。
- アー 2) 公用車の利用促進を図り、適正かつ効率的な管理を行う。

- イー 1) 最大電力使用量を抑えることにより電気料金の抑制に努めるなど、徹底した管理のもとに計画的な節電に取り組む。
- イー 2) 節水対策を継続して実施し、前年度程度の節水を進める。
- ウー 1) 委託契約などの契約内容を点検するほか、契約期間の見直しを行い、複数年度化等の対策を取り、競争的環境の確保等について一層の推進を図る。
- ウー 2) 契約にあたっては、一般競争入札及び指名競争入札による入札方式の採用並びに一括発注や複数年度契約等により、経費の削減に努める。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

- アー 1) 資金の管理・運営については、目的積立金を教育研究の質の向上を図るために積極的に活用するとともに余裕資金を定期預金により運用するなどし、適正かつ効率的な管理・運営を行う。
- アー 2) 金融機関の金利や格付け機関からの評価の動向に注視し、安全で適正な資金管理を行う。
- イー 1) 県の計画的保全工事 5 ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。
- イー 2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

(2) 資産の有効活用

- アー 1) 施設・設備の利用については、学内Webを活用し、教職員が事前に予約することによって、有効かつ効率的な利用を図る。
- アー 2) III-1-(1)-イー 2) と同じ (再掲)
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、体育館やテニスコート等大学資産の貸付について、申請方法等の詳細情報を大学HPで公開し、地域住民に貸し出すことにより有効活用を図る。
- イー 1) 大分県立看護科学大学リポジトリの管理・運用を継続する。
- イー 2) I-2-(2)-イー 2) と同じ (再掲)
看護研究交流センターが発行するインターネットジャーナル「看護科学研究」が、優れた研究成果を発信する学術誌として更に認知され、社会的役割を果たせるよう広報するとともに、年3回の定期発行を目指し、査読時間の短縮など編集作業の効率化を図る。
大学HPの更新に合わせて、情報発信力の向上と読者の利便性を高めるため、独自のドメインを取得し新しく魅力あるHPを構築する。

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の充実

- ア) 自己点検・評価委員会では、分掌事項に基づき内部質保証の充実を図る。必要なFD/SDの課題があれば、FD/SD委員会が中心となって研修活動を推進する。
- イー 1) 年度計画の実施状況を経営審議会委員が検証する。
- イー 2) 令和4年度の機関別認証評価に向けて自己点検・評価体制の向上を図る。
- イー 3) 年報を作成し、大学HPに公開する。
- イー 4) 自己点検・評価のよりよい推進のための研修に参加する。

2 情報公開や情報発信の推進

(1) 情報公開や情報発信の推進

- アー 1) 中期目標・中期計画、年度計画、年度毎の財務運営状況及び過去の大学機関別認証評価を大学HPで公開する。
- アー 2) 大学経営の透明化を図るため、財務運営状況を大学HPで公開する。
- アー 3) 大学運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会の議事概要を大学HPで公開する。
- イ) 様々な教育活動や、教員の優れた研究成果を大学HPで掲載する。また、学内の活動を大学アルバムや公式Facebook等を活発にして大学の今を伝える様々な情報を定期的に紹介する。
- ウー 1) 大学HPやFacebookを活用して、大学イベントや学生のボランティア活動などの社会貢献活動について情報発信する。また、それぞれの価値や魅力を公開するとともに、各種メディアを通じて情報発信する。
- ウー 2) 高校生向けに大学の魅力や特徴をわかりやすく発信できる大学案内を制作する。
- ウー 3) 後援会と協働し広報誌「風のひろば」を年2回発行し、同窓生などに配布する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備と活用

(1) 施設・設備の整理と活用

- アー 1) 「看護」及び「医療・保健・福祉」に関する蔵書の充実、電子媒体の活用に向けた基盤の整備を図る。
- アー 2) 地域に開かれた図書館となるよう、卒業生、修了生を含めた学外者の図書館利用に係るサービスの充実と環境整備について新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて検討し、推進する。
 メーリングリスト参加を呼びかけ、卒業生・修了生への広報活動を行う。
- イー 1) 施設・設備の整備にあたっては、環境対策及びユニバーサルデザインに配慮した設計や機器等を積極的に採用する。
- イー 2) 大分県施設整備課と協議しながら、省エネ仕様の照明器具を使用するなど環境に配慮した施設整備を行う。
- ウー 1) 大分県計画的保全工事5ヶ年計画に基づいて、建物等資産の適正な管理を行う。
- ウー 2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査・点検し、計画的な改修や修繕等の適正な維持管理や更新を行う。

2 大学の安全管理

(1) 大学の安全管理

- アー 1) 「防災・業務継続計画(BCP)」(令和2年3月11日策定)に基づき、教職員に周知するとともに具体的な危機管理体制の点検・評価・見直しを行う。
- アー 2) 防犯・交通安全講話及び安全運転講習会を開催するとともに、掲示・メールで学生に情報提供や呼びかけなどの注意喚起を行う。
- アー 3) 衛生委員会において、職場巡視を定期的に行い、地震時における本棚等の転倒防止等を図る。
- アー 4) 新型コロナウイルス感染防止のための組織運営の改善、役割分担の強化、マニュアルの改善を加え、学生及び教職員のさらなる安全管理意識を強化する。
- イー 1) 全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施し、危機管理上の対応を検証する。
- イー 2) 学生の海外渡航について、国の渡航情報など新型コロナウイルス感染症対策に関し

での情報提供を行う。海外渡航が通常にできるようになった際は、事前に大学に届出を提出させ、災害時の安否確認に備える。また、外務省の渡航登録サービスへの登録を促すなど、学生の安全確保を指導する。

3 人権尊重の推進

(1) 人権尊重の推進

- アー 1) 人権意識の高揚のため教職員向けの研修を実施する。
 - アー 2) 外部の専門家を構成員に加えたハラスメント防止・対策委員会を定期的を開催することでハラスメント対策について検討を進める。
 - アー 3) 年度当初のオリエンテーション、メール、大学HP、掲示などを用い、ハラスメント相談事業について定期的周知活動を行うとともに教職員向けハラスメント研修を実施する。
- イ) 講義や実習・研修等を通して、人権問題の理解と意識の向上を図る。

4 情報管理の徹底

(1) 情報管理の徹底

- ア) 情報セキュリティ対策を実施し、必要に応じ、その改善に取り組む。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

VIII 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要な財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

IX VIIIに記載する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときには、その計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XI 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(1) 冷温水発生機・冷却塔更新工事	24,942	施設整備費補助金
(2) 屋上防水改修工事 (管理棟、実習・研究棟)	83,778	施設整備費補助金
計	108,720	

2 人事に関する計画

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事・労務管理の適正化」に記載のとおり。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(1) 積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実
- イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

令和3年度	看護学部	320人
	看護学研究科	76人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む)

令和3年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	602,057
施設整備費補助金	108,720
自己収入	
授業料及び入学金検定料収入	251,352
雑収入	7,969
受託研究等収入	15,460
目的積立金	16,442
寄付金	400
計	1,002,400
支出	
業務費	
教育研究経費	171,827
人件費	625,522
一般管理費	195,051
受託研究等経費	10,000
計	1,002,400

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費600千円が含まれている。

2 収支計画

令和3年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	1,011,980
業務費	807,349
教育研究経費	171,827
受託研究等経費	10,000
人件費	625,522
一般管理費	195,051
雑損	—
減価償却費	9,580
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	1,011,980
運営費交付金収益	602,057
授業料等収益	251,352
受託研究等収益	15,460
寄付金収益	400
施設費等収益	108,720
雑益	7,969
目的積立金収益	16,442
資産見返負債戻入	9,580
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

3 資金計画

令和3年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	1,002,400
業務活動による支出	1,002,400
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	—
資金収入	1,002,400
業務活動による収入	1,002,400
運営費交付金による収入	602,057
授業料及び入学検定料等による収入	251,352
受託研究等による収入	15,460
その他の収入	133,531
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—